地域医療連携推進法人の代表理事の選定に係る認可相当とする基準（案）

資料5-2

１　地域医療連携推進法人から代表理事の選定認可申請があった場合、代表理事候補者が以下の事項に該当する場合、大阪府医療審議会医療法人部会の意見を聴いたもの（認可相当との意見があったもの）として、大阪府知事による選定認可を行うものとする。

なお、選定認可を行った場合は、その結果を認可日以降、最初に開催される大阪府医療審議会医療法人部会に報告する。

　（１）代表理事候補者が再任の場合

　　※なお、再任以外の場合（代表理事が途中交代する場合及び任期満了に伴う別の者への交代の場合）は、代表理事候補者の経歴等を確認する必要があることから、従前どおり事前に大阪府医療審議会医療法人部会の意見を聴いたうえで、認可するものとする。